

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月12日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉市規則第53号

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和46年千葉市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第4条」を「から第4条まで又は第7条の3第6項」に改める。

第3条中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、同条第2号中「第2条第12号」を「第2条第1項第18号」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条中「受けた」の次に「機械式駐車装置を使用した」を加える。

第5条第1項中「状態」の次に「等」を加え、「特にやむを得ない」を「市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める」に改め、同項第1号中「増築」の次に「又は条例第4条第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を」を加え、「設置」を「附置」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「又は交通安全上その」を「若しくは道路の交通規制により通常の利用が困難な場合又は当該道路における交通の安全及び円滑化に支障を及ぼすため」に改め、同項第3号中「間口」の次に「若しくは敷地」を加え、「設置」を「附置」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 敷地と一体に利用できるとみなし得る位置の自己所有地等に駐車施設を設置する場合
- (5) 複数の建築物のための駐車施設として共同で使用する駐車施設又は立体的な使用が可能である駐車施設を設置し、かつ、交通の安全及び円滑化に支障がないと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、建築物又はその敷地以外の場所に駐車施設を設置することが、特にやむを得ない又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資すると市長が認める場合

第5条第2項中「・規模」を「、規模」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第9条第1項の規定による第7条第2項の承認を受けた駐車施設に係る報告は、管理状況報告書（様式第6号）により行うものとする。

第7条中「様式第7号」を「様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「の規定する」を「に規定する」に、「様式第6号」を「様式第13号」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（駐車施設の附置に関する助言、指導又は勧告）

第6条 条例第7条の2に規定する助言又は指導は、口頭又は書面により行うものとする。

2 条例第7条の2に規定する勧告は、駐車施設の附置に関する勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公共交通等利用促進措置による駐車施設の規模の特例の承認等）

第7条 条例第7条の3第1項の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数は、条例第3条又は第4条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に、別表に定めるところにより市長が決定する緩和率を乗じて得た台数（当該台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げて得た台数）とする。

2 条例第7条の3第2項の規定による申請は、附置義務台数特例承認申請書（様式第8号）に同項の計画書を添えて行うものとする。

3 市長は、前項の申請に基づき駐車施設の規模の特例を承認したときは、附置義務台数特例承認書（様式第9号）により、承認しないときは附置義務台数特例不承認書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

4 条例第7条の3第3項の規定による届出は、公共交通等利用促進措置取りやめ届出書（様式第11号）により行うものとする。

5 条例第7条の3第4項の規定による報告は、市長の求めに応じて公共交通等利用促進措置実施状況報告書（様式第12号）に実施状況が分かる書類を添えて行うものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(経過措置に関する届出)

第10条 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第28号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項の規定による届出は、改正後条例適用届出書（様式第15号）により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

第7条第1項の緩和率は、次表の（あ）欄の取組内容ごとに（い）欄に掲げる数値をそれぞれ合計した数値を下限とし、原則として学識経験者からの意見聴取等の結果を踏まえて市長が決定する数値とする。ただし、緩和率は100分の30を上限とする。

（あ）取組内容	（い）緩和率
充電可能なシェアサイクルポートの整備（自転車を含み5台以上賃貸できるシェアサイクルポートの整備に限る。）	100分の5を上限として、市長が決定する数値（附置しなければならない駐車施設の駐車台数の数に当該数値を乗じた数値が10を超えない範囲の数値とする。）
公共交通待合施設の整備	100分の5 （全天候型対応の施設整備を行った場合は、100分の10とする。）
鉄道駅への連絡通路等整備	100分の15
その他の公共交通等利用促進措置	当該措置の内容及び敷地の周辺の交通状況等により見込まれる当該措置の効果を考慮して市長が決定する数値

様式第1号（表）、様式第2号、様式第3号（表）、様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

# 様式第 1 号

(表)

## 駐車施設附置届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
 届出者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
 @ \_\_\_\_\_

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年千葉市条例第37号) } 第3条から第3条  
の3まで  
第4条

の規定により附置する駐車施設を次のとおり届け出ます。

条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物	所在地				
	建築物用途	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更			
	建築物用途別延べ面積	特定用途部分	m <sup>2</sup>	合計	m <sup>2</sup>
		非特定用途部分	m <sup>2</sup>		
	用途地域	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> その他 (    )			
法定容積率	%	法定建ぺい率	%		
駐車施設	規模	自走式	建築物内                      台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)	建築物外                      台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)	合計 台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)
		特殊な駐車装置	建築物内                      台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)	建築物外                      台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)	
	特殊な駐車装置	種類                      認定番号                      第                      号			
	条例第3条から第4条までの規定による駐車施設の最小規模	台 (うち荷さばき                      台 自動二輪車                      台)		m <sup>2</sup> (うち荷さばき                      m <sup>2</sup> 自動二輪車                      m <sup>2</sup> )	
	駐車場法(昭和32年法律第106号)第11条に規定する路外駐車場	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない			
	条例第7条の3による附置義務台数の特例	<input type="checkbox"/> 適用する <input type="checkbox"/> 適用しない			

- (注) 1 設置者が法人の場合は、名称・代表者の氏名を記入してください。  
 2 提出書類は、すべてA4(図面は折り込み)の大きさとし、左とじにしてください。  
 3 この届出書は2部提出してください。  
 4 駐車場法11条に規定する路外駐車場は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第6条から第15条までの技術的基準に適合する必要がある、利用転換等により駐車場法11条に規定する路外駐車場となった場合も同様です。駐車場法第11条に該当しない路外駐車場についても同様の技術的基準に適合する構造又は設備を推奨します。

# 様式第2号

千 第 号  
年 月 日

## 駐車施設附置届出受理書

様

千葉市長

(公印省略)

年 月 日付けの千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）  
第3条から第3条の3まで  
第4条 } の規定による駐車施設の  
附置についての届出書を次のとおり受理いたしました。

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 駐車施設の設置場所
- 4 条例 { 第3条から第3条の3まで } の規定による駐車施設の最小規模  
第4条 (うち荷さばき 台  
自動二輪車 台)

# 様式第3号

(表)

## 駐車施設設置(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所  
 申請者氏名  
 連絡先電話番号  
 連絡先電子メールアドレス  
 @

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年千葉市条例第37号)第7条第2項の規定により、駐車施設の設置(変更)について承認を受けたいので申請します。

第7条第2項の承認を受ける建築物	所在地				
	建築物用途	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更			
	建築物用途別延べ面積	特定用途部分	m <sup>2</sup>	合計	m <sup>2</sup>
		非特定用途部分	m <sup>2</sup>		
	用途地域	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> その他( )			
	法定容積率	%	法定建ぺい率	%	
同一敷地内に駐車施設を附置できない理由又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資すると認められる理由					
駐車施設	権利の区分	(1) 所有者 (2) 借地者 (3) その他			
	規模	自走式	建築物内 台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	建築物外 台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	合計 台
		特殊な駐車装置	建築物内 台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	建築物外 台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	(うち荷さばき 台) 自動二輪車 台
	特殊な駐車装置	種類	認定番号	第 号	
	条例第3条から第4条までの規定による駐車施設の最小規模	(うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	(うち荷さばき m <sup>2</sup> ) 自動二輪車 m <sup>2</sup>		
	最小規模のうち、隔地駐車施設における設置台数	(うち荷さばき 台) 自動二輪車 台	(うち荷さばき m <sup>2</sup> ) 自動二輪車 m <sup>2</sup>		
隔地駐車施設の位置					

- (注) 1 設置者が法人の場合は、名称・代表者の氏名を記入してください。  
 2 提出書類は、すべてA4(図面は折り込み)の大きさとし、左とじにしてください。  
 3 この申請書は2部提出してください。  
 4 変更の場合は変更部分について変更前を黒、変更後を赤で二段書きしてください。  
 5 駐車施設の権利関係を証するための書類(登記事項証明書や賃貸借契約書等)を添付してください。  
 6 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年千葉市条例第28号)附則第3項の規定による届出を行った駐車施設に関する変更において、添付図面のうち当該届出の際に提出したものと同一のものについては、これを省略することができます。

# 様式第 4 号

千葉市指令 第 号

## 駐車施設設置（変更）承認書

様

年 月 日付で申請のあった駐車施設  $\left\{ \begin{array}{l} \text{設置} \\ \text{変更} \end{array} \right\}$  承認申請については、

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 46 年千葉市条例第 37 号）第

7 条第 2 項の規定により、下記のとおりその  $\left\{ \begin{array}{l} \text{設置} \\ \text{変更} \end{array} \right\}$  を承認いたします。

年 月 日

千葉市長



### 記

1 設置者住所

2 設置者氏名

3 駐車施設の設置場所

4 条例  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 3 条から第 3 条の 3 まで} \\ \text{第 4 条} \end{array} \right\}$  の規定による

駐車施設の最小規模 台（うち荷さばき 台）  
自動二輪車 台

5 隔地駐車施設の設置場所

6 隔地駐車施設において設置する附置義務台数 台（うち荷さばき 台）  
自動二輪車 台

# 様式第5号

千葉市指令 第 号

## 駐車施設設置（変更）不承認書

様

年 月 日付けで申請のあった駐車施設 $\left\{\begin{array}{l} \text{設置} \\ \text{変更} \end{array}\right\}$ 承認申請については、  
下記のとおりその $\left\{\begin{array}{l} \text{設置} \\ \text{変更} \end{array}\right\}$ を承認しないことに決定いたしましたので通知します。

年 月 日

千葉市長



### 記

- 設置者住所
- 設置者氏名
- 駐車施設の設置場所
- 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号） $\left\{\begin{array}{l} \text{第3条から第3条の3まで} \\ \text{第4条} \end{array}\right\}$ の規定による  
駐車施設の最小規模 台（うち荷さばき 台）  
自動二輪車 台
- 不承認の理由

### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号を様式第14号とし、様式第6号を様式第13号とし、様式第5号の次に次の7様式を加える。

様式第6号

管理状況報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
報告者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
@ \_\_\_\_\_

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）第7条第2項の規定により承認を受けた駐車施設について、管理状況を次のとおり報告します。

1 条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物

所在地

隔地駐車場の位置

条例第3条から第4条までによる駐車施設の最小規模 台  
(うち荷さばき 台)  
自動二輪車 台

最小規模のうち、隔地駐車施設における設置台数 台  
(うち荷さばき 台)  
自動二輪車 台

2 隔地駐車施設の管理状況等の報告者及び隔地駐車施設に関する報告者の権利

報告者 : 所有者 管理者 その他( )

報告者の権利 : 所有権 借地権 その他( )

3 管理状況等

配置図・各階平面図及び隔地駐車施設の管理状況が分かる書類 別紙のとおり

# 様式第7号

千 第 号  
年 月 日

駐 車 施 設 の 附 置 に 関 す る 勧 告 書

様

千葉市長



年 月 日付けの千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）第7条の2の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 対象となる駐車施設の位置
- 2 勧告内容
- 3 勧告理由
- 4 留意事項

様式第 8 号

(表)

附置義務台数特例承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
 @ \_\_\_\_\_

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）第7条の3第2項の規定により、駐車施設の附置義務台数の特例について承認を受けたいので申請します。

条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物	所在地				
	建築物用途	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更			
	建築物用途別延べ面積	特定用途部分	m <sup>2</sup>		合計 m <sup>2</sup>
		特定用途以外の用途に供する部分	m <sup>2</sup>		
	用途地域	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> その他 (        )			
法定容積率	%		法定建ぺい率	%	
条例第3条から第4条までの規定による駐車施設の最小規模 (減免する前)					台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台
公共交通等利用促進措置	別表第1の利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容		備考
			充電可能なシェアサイクルポートの整備 (自転車を含計5台以上貸借できるシェアサイクルポートの整備に限る)		
			公共交通待合施設の整備		
		鉄道駅への連絡通路等整備			
	申請者が提案する利用促進措置		実施概要 :		
			実施概要 :		
		実施概要 :			

## (裏)

- (注) 1 公共交通等利用促進措置に関する計画書を添付し、予定している建築物の概要（付近見取図・配置図・各階平面図等）、駐車施設の概要（配置図、各階平面図、減免後の想定駐車台数等）、建物周辺の状況、措置内容の詳細や駐車需要の低減量の根拠等を示してください。なお、駐車施設を隔地とする場合は、別途、条例第7条第2項の規定による承認が必要となります。
- 2 申請者が提案する公共交通等利用促進措置を実施する場合は、実施概要を記入してください。（行が足りない場合は、行を追加してください。）
- 3 備考欄には、シェアサイクルポートの整備台数や公共交通待合施設の全天候型対応該当の有無等の補足事項を記載してください。
- 4 変更の場合は変更部分について変更前を黒、変更後を赤で二段書きしてください。

# 様式第9号

千葉市指令 第 号

## 附置義務台数特例承認書

様

年 月 日付けで申請のあった附置義務台数特例承認申請については、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）第7条の3第2項の規定により、下記のとおりその附置義務台数の特例を承認いたします。

年 月 日

千葉市長



### 記

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 建築物の所在地
- 4 条例 { 第3条から第3条の3まで } の規定による  
第4条

駐車施設の最小規模 台（うち荷さばき 台）  
自動二輪車 台

- 5 附置義務台数の緩和率 100分の

- 6 条例第7条の3第1項の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数

台

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

# 様式第10号

千葉市指令 第 号

## 附置義務台数特例不承認書

様

年 月 日付けで申請のあった附置義務台数特例承認申請については、下記のとおりその附置義務台数の特例を承認しないことに決定いたしましたので通知します。

年 月 日

千葉市長



### 記

- 1 設置者住所
- 2 設置者氏名
- 3 建築物の所在地
- 4 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）  
第3条から第3条の3まで } の規定による  
第4条 }  
駐車施設の最小規模 台（うち荷さばき 台）  
自動二輪車 台
- 5 不承認の理由

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

# 様式第 1 1 号

## 公共交通等利用促進措置取りやめ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
届出者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
@ \_\_\_\_\_

公共交通等利用促進措置を取り止めますので、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年千葉市条例第37号)第7条の3第3項の規定により次のとおり届け出ます。

建築物	所在地	
駐車施設	設置場所	
	条例第3条から第4条までの規定による駐車施設の最小規模(減免後)	台 (うち荷さばき 台) 自動二輪車 台
	減免していた駐車台数	台
承認通知	承認年月日	年 月 日
	承認番号	千葉市指令 第 号
公共交通等利用促進措置 取りやめ予定年月日		年 月 日
取りやめの理由		

- (注) 1 条例第7条の3第6項の規定により、減免していた駐車台数分の駐車施設を新たに附置する必要があります。
- 2 新たに附置しなければならない駐車施設には、条例第6条第1項又は第4項の規定が適用されます。

# 様式第 1 2 号

## 公共交通等利用促進措置実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
報告者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
@ \_\_\_\_\_

公共交通等利用促進措置の実施状況について、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年千葉市条例第37号)第7条の3第4項の規定により次のとおり報告します。

- 1 条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物  
所在地
- 2 駐車施設  
設置場所  
配置図、各階平面図等 別紙のとおり
- 3 公共交通等利用促進措置の内容  
実施内容
- 4 実施状況 別紙のとおり

(注) 実施状況には、公共交通等利用促進措置の実施状況とその効果や課題・改善策、駐車施設の稼働状況、建築物周辺の道路の状況(混雑状況等)を図面や写真にまとめた書類を提出ください。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号

(表)

改正後条例適用届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 \_\_\_\_\_  
 届出者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_  
 @ \_\_\_\_\_

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第28号）附則第3項の規定により、改正後の条例の適用を受けたいので届け出ます。

条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物	所在地			
	建築物用途			
	建築物用途別延べ面積	特定用途部分	m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
		特定用途以外の用途に供する部分	m <sup>2</sup>	
	用途地域	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> その他 (      )		
建築年月				
		種別	サイズ	台数
変更前	最小規模の附置義務台数等	一般車	m × m	台 ( 台)
		整備台数等		
	一般車	m × m	台 ( 台)	
	荷さばき	m × m	台 ( 台)	
	自動二輪車	m × m	台 ( 台)	
計		台 ( 台)		
変更後	最小規模の附置義務台数等	一般車	m × m	台 ( 台)
		荷さばき	m × m	台 ( 台)
		自動二輪車	m × m	台 ( 台)
		計		台 ( 台)
	整備台数等	一般車	m × m	台 ( 台)
		荷さばき	m × m	台 ( 台)
		自動二輪車	m × m	台 ( 台)
		計		台 ( 台)

(裏)

添付図面（駐車施設については、新条例適用後のもの）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設

- (注) 1 ( ) 内には敷地の外に設けた駐車施設の台数を記入してください。なお、改正後の条例適用にあたり、公共交通機関等利用促進措置による駐車施設の附置義務台数の特例を受ける場合は、条例第7条の3の承認を受ける必要があります。
- 2 改正前の条例時の申請書の写し等、前回申請時の資料がある場合は、併せて添付してください。
- 3 改正前と改正後の附置義務台数を算定した資料を添付してください。
- 4 改正後の条例を受ける際に、条例第6条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の大臣認定書の写しとその仕様を明示した図面等を併せて添付して下さい。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第5号並びに第5条第2項の改正規定並びに第6条の改正規定（「の規定する」を「に規定する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。